

熊本市動植物園ボランティア会規約

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、動植物案内等の活動を通じて、地域社会に貢献するとともに熊本市動植物園事業の運営に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、熊本市動植物園ボランティア会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、熊本市動植物園（熊本市東区健軍5丁目14番2号）に置く。

(会 員)

第4条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書 記 1名

(選出の方法)

第6条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第7条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書 記 会の活動記録を管理する。

(任 期)

第8条 本会役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(付 則)

この規約は、平成22年4月1日から実施する。